

# 名護中心市街地整備事業調査業務委託（その5）

## 仕様書

業務委託名 名護中心市街地整備事業調査業務委託（その5）

業務場所 名護中心市街地地内

履行期間 契約締結日の翌日から 令和9年2月26日

### 第1章 総則

#### （適用）

第1条 本仕様書は、名護市（以下、「甲」という。）が発注する「名護中心市街地整備事業調査業務委託（その5）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 本業務にあたっては、本仕様書の他、沖縄県土木建築部制定の「土木設計業務等共通仕様書」「測量業務共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

#### （目的）

第2条 本業務は、名護市が令和4年3月に策定した「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」の対象エリアの内、土地利用の方針を面整備検討地区とした区域において、昨年度までに実施したまちづくり調査に基づき作成の都市計画決定図書及び土地区画整理事業計画案の補整を行い、本年度の事業計画決定に向け各種必要な資料作成や事業施行区域をより明確にする地区界測量など事業実現化に向けた着実な推進を図ることを目的とする。

#### （業務対象範囲）

第3条 本業務の対象範囲。

- ・面積 10.4ha

#### （一般事項）

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか関係法令を遵守し、誠実を旨として行うものとする。

#### （提出書類）

第5条 受託者（以下、「乙」という。）は、本業務の着手から完了にあたり、次の書類及び、甲が必要とみなした書類を提出し、承認を得るものとする。

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 1) 着手届                    | 6) 打合せ記録簿 |
| 2) 管理技術者等及び照査技術者届（経歴書等添付） | 7) 完了届    |
| 3) 業務カルテ                  | 8) 成果物引渡書 |
| 4) 業務計画書                  |           |
| 5) 実施工程表                  |           |

(業務カルテ)

第6条 乙は、契約金額100万円(税込み)以上の調査設計業務について、業務情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき「業務カルテ」を作成し、調査職員の承諾を得た後に(財)日本建設情報総合センター「以下JACIC」に登録しなければならない。また、登録後JACICが発行する「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。提出期限は以下のとおり。

- (1) 受注時提出データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

(管理技術者・照査技術者)

第7条 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ専任配置する。管理技術者・照査技術者共に技術士(建設部門:都市及び地方計画、総合技術監理部門:建設)又はシビルコンサルティングマネージャ「RCCM」(都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、併せて土地区画整理士の資格を有する者。また、当該業務作業全般の経験を有すること。

(担当技術者)

第8条 本業務の実施にあたり、担当技術者においては土地区画整理士及び測量士の資格を有する者を配置すること。また、当該業務作業全般の経験を有すること。

(資料の貸与)

第9条 本業務にあたり必要な資料のうち、甲が所有するものについては貸与する。貸与資料は甲に帰属するものであり、甲の承認を得ずにして他に使用してはならない。

- 2 乙は、貸与された資料について責任をもって管理し、作業終了後、速やかに返却しなければならない。なお、貸与された図書等の破損、紛失等の場合は乙が責任を負うものとする。

(報告義務)

第10条 甲は、乙に対し業務進捗状況について説明、報告を求めることができる。

(疑義)

第11条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

(守秘義務)

第12条 本業務により知り得た情報については、秘密を厳守し、他に漏らしてはならない。

(土地の立入り)

第13条 本業務執行のため乙が土地に立入る場合、作業員は身分証明書を携帯するものとする。身分証明書の発行は、甲が行うこととし、乙は予め身分を証明する者を記した証明願い書の提出を行うこととする。

- 2 前項の土地の立入りにあたって、立木、工作物等の伐採等などで、関係権利者に損害を与えた場合は、乙がその賠償の責を負うものとする。

## 第2章 業務内容

(業務の方法準備等)

第14条 作業の順序・方法及び作業実施の事項については、事前に業務計画書及び工程表等により調査職員の承認を受けるものとする。

(作業の概要)

第15条 作業概要は下記の通りとする。なお、本作業において過年度で計画済みの内容が含まれた作業項目については、過年度成果との整合を図り効率的に行うこと。

また、本仕様書に明記されていない事項についても、技術上必要と認められる事項については、調査職員と協議のうえ、補充するものとする。

- 1) 事業計画書作成 地区面積 A=10.4ha (ア：過年度作成済)
  - ア 事業費概算、収支計画、設計の概要、附属図面など過年度調査にて実施作成の事業計画案の補整。
  - イ 事業認可申請書の作成。
- 2) 実施計画書作成(関係機関協議) 地区面積 A=10.4ha (ア：過年度作成済)
  - ア 過年度調査にて実施作成の実施計画書(事前協議)の関係機関協議。
- 3) 都市計画業務 地区面積 A=10.4ha (ア：過年度作成済)
  - ア 都市計画決定図書(土地区画整理事業施行区域・道路計画・公園、緑地計画)原案の過年度調査にて実施作成図書の補整。
  - イ 地区計画に係る都市計画決定図書案(再開発街区・市場街区・物産街区・一般街区)及び付随する図面等の図書作成。
- 4) 地権者合意形成支援
  - ア 関係権利者を対象とした説明会及び意見交換の資料作成及び出席、議事要旨作成。
  - イ 市街地整備の必要性のPRなど地域の合意形成や円滑な事業推進に向けた資料作成。(まちづくりニュースの作成)
- 5) 地区界測量業務
  - ア 事業施行区域の明確化に伴う地区界測量を行う。
    - ・地区界点 200点

(打ち合せ等)

第16条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、乙は当該契約に基づき調査職員と密に連絡を取り合い、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認しなければならない。また、その結果数量が変更した場合には、実績により甲、乙協議(打合せ簿で処理)の上、契約変更することができる。

(作業要領)

第17条 実施にあたっては、専門技術者の実務経験を生かし、柔軟な対応に努めるものとするとともに、作業及び計算には正確を期し十分注意すること。

## 別 表

## 標 準 成 果 図 書

| 種 別                                    | 部 数 | 備 考   |
|--|-----|-------|
| 1) 事業計画書 (修正分)                         |     |       |
| ・ 事業計画書                                | 1 部 |       |
| 事業費概算調書                                | 1 部 |       |
| 資金計画書                                  | 1 部 |       |
| ・ 事業認可申請書                              | 1 部 | 写 4 部 |
| 施行地区位置図 (S=1/500~1/2, 500)             | 1 部 | 写 4 部 |
| 施行地区区域図 (S=1/500~1/2, 500)             | 1 部 | 写 4 部 |
| 設計図 (S=1/500~1/2, 500)                 | 1 部 | 写 4 部 |
| 現況図 (イ) (ロ) (ハ) (S=1/500~1/2, 500)     | 1 部 | 写 4 部 |
| 市街化予想図 (S=1/500~1/2, 500)              | 1 部 | 写 4 部 |
| 2) 実施計画書                               |     |       |
| ・ 実施計画 (事前協議) 書                        | 1 部 |       |
| 3) 都市計画業務 (都市計画決定図書原案) 修正分             |     |       |
| ・ 土地区画整理事業施行区域の決定                      |     |       |
| 計画概要書                                  | 1 部 |       |
| 施行区域設定調書                               | 1 部 |       |
| 統括図・位置図 (S=1/1, 000~1/2, 500)          | 1 部 |       |
| 参考図 (区域図・市街化予想図) (S=1/1, 000~1/2, 500) | 1 部 |       |
| ・ 道路計画                                 |     |       |
| 計画書                                    | 1 部 |       |
| 統括図 (S=1/1, 000~1/2, 500)              | 1 部 |       |
| 区割図 (S=1/1, 000~1/2, 500)              | 1 部 |       |
| 計画図 (S=1/1, 000~1/2, 500)              | 1 部 |       |
| 参考図                                    | 1 部 |       |
| ・ 公園、緑地計画                              |     |       |
| 計画書                                    | 1 部 |       |
| 統括図・計画図 (S=1/1, 000~1/2, 500)          | 1 部 |       |
| 公図 (区域図)・丈量図 (S=1/500~1/1, 000)        | 1 部 |       |
| ・ 地区計画                                 |     |       |
| 土地利用計画 (案)                             | 1 部 |       |
| 地区計画 (案)                               | 1 部 |       |
| 地区整備計画 (方針)                            | 1 部 |       |

### 第3章 成果品

#### (成果品)

第18条 本業務により実施した成果については、以下のとおり納品すること(別表、標準成果図書参照)。また、その他調査職員が作成を指示したものとする。

- (1) 報告書 (A4判) 2部
- (2) 報告書概要版 (A4判) 20部
- (3) その他参考資料 (図面等) 1式

(4) 本業務により作成したもので調査職員が指定するもの適宜

※ 成果品については、紙媒体での提出及びすべて電子データ (Microsoft Word, Excel, PowerPoint, AdobePDF 形式による) を作成し電子媒体も納品する。

#### (検査)

第19条 本業務が完了したときは、委託業務完了届とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとする。検査に合格したときをもって本業務の完了とする。

#### (成果品の帰属)

第20条 本業務の成果品はすべて甲に帰属し、乙は許可なく成果品等を公表、貸与又は使用してはならない。

#### (手直し)

第21条 本業務の成果品に不良箇所や誤記載等の誤りを発見した場合は、成果品納品後であっても速やかに訂正しなければならない。また本業務完了後であっても明らかに乙の誤りであることが発見され、訂正を求められた場合はこれに応じなければならない。

|                         |    |  |
|-------------------------|----|--|
| 4) 地権者合意形成支援            |    |  |
| 説明会発送名簿・出席者名簿           | 1部 |  |
| 5) 地区界測量業務              |    |  |
| 境界確定協議書(控)              | 1部 |  |
| 地区界測量図(S=1/500~1/1,000) | 1部 |  |
| 地区界点成果表                 | 1部 |  |
| 地区界点観測手簿・計算簿            | 1部 |  |
| 地区界点設置写真(点の記写真)・位置図     | 1部 |  |
| 電子成果品                   | 1部 |  |

令和8年度 名護中心市街地整備事業調査業務委託（その5）

